

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の代替家屋を取得した方へ 《被災代替家屋に対する固定資産税及び都市計画税の特例措置》

1 概要

東日本大震災により滅失又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後2年度分3分の1に相当する税額を減額します。

2 特例対象家屋

- (1) 平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した家屋で、当該被災家屋に代わるものとして市長が認めるものであること。
- (2) 被災代替家屋は、原則として被災家屋と種類、使用目的又は用途が同一のものであること。
- (3) 被災家屋のり災証明が半壊以上であること。

3 特例対象者

- (1) 平成23年1月1日における被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) (1)の者について相続があったときにおけるその者の相続人
- (3) 特例適用家屋（取得又は改築した家屋）に(1)と同居するその者の三親等内の親族
- (4) (1)が法人の場合、合併法人又は分割承継法人

4 減額の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{固定資産税額} \\ \text{都市計画税額} \end{array} \times \frac{\text{被災家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \quad (1 \text{ を超える場合は } 1)$$

×

最初の4年度分 1 / 2 その後2年度分 1 / 3

を減額

* 他の減額特例（新築住宅特例等）がある場合には、適用後の税額に適用

5 書類の提出

- (1) 被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書
- (2) 被災住宅が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類 → り災証明書
- (3) 被災家屋が存在していたことを証する書類
→ 平成23年度固定資産税課税台帳登録事項証明書など
- (4) 被災家屋の処分を確認できる書類 → 解体証明書（写）など
- (5) 代替家屋の詳細を明らかにする書類 → 建築確認申請書（写）など
- (6) 相続人等に該当する旨を証する書類（3（2）関係） → 戸籍謄本
- (7) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居している3親等以内の親族であることの確認書類
（3（3）関係） → 戸籍謄本や住民票など
- (8) 合併法人又は分割承継法人を確認する書類（3（4）関係） → 法人の登記事項証明書

* 被災家屋の所在が本市内の場合は（2）（3）（4）は不要

5 問い合わせ先

龍ヶ崎市役所税務課資産税グループ
0297-64-1111（代）